



今回の紹介地区 No.009 岩手県 釜石市 橋野地区

耕作放棄地再生利用緊急対策を活用した事例

状況

地区概要: 農地面積 417ha、うち耕作放棄地 265.6ha

放棄の理由: 畜産経営環境の悪化による飼養頭数の減少、農家の高齢化

荒廃の程度: 雑草が繁茂、また一部は雑木の侵入もあり、重機による作業が必要

取組概要

対象面積: 8.47ha(畠) (再生作業単価 6.4万円/10a)

実施期間: 平成21年6月12日～7月13日

取組のきっかけ: 地元製麵業者から「地元産ソバを100%使用した商品を作りたい。」と要望が出されたことをきっかけに、当該地区の農家が産地化の検討を行っていたところ、地域協議会が本対策について当該地区農家に説明を行った。その結果、当事業を活用して耕作放棄地を再生させるとともに、コンバイン、乾燥機を導入し、本格的なソバ栽培に取り組むこととなった。

調整経緯: 地域協議会が地主と利用者との調整を行い、実施に至る。

取組主体: 農家(作物: そば)

作業内容: 刈払、耕起、除礫、整地((社)岩手県農業公社に作業委託)

今後の予定

再生作業は7月に終了し、現在ソバを作付けている。9月下旬～10月上旬に収穫予定であり、収穫されたソバを使用した地元産ソバ100%の商品を作り、首都圏のデパート等での販売を計画している。



再生作業前(6月)



再生作業実施中(6月)



再生作業後(9月)

問い合わせ先: 釜石・大槌地域担い手育成総合支援協議会 0193-25-2704(直通)

(岩手県釜石地方振興局農林部)



今回の紹介地区 No.010 山形県 尾花沢市 野黒沢地区 のくろざわ

耕作放棄地再生利用緊急対策交付金を活用した事例

状況

地区概要: 農地面積 172.9ha、うち耕作放棄地 12.9ha

放棄の理由: 過疎化と高齢化・農業後継者不足による労働力不足等

荒廃の程度: 雑草の繁茂に加え雑木の侵入も認められ、人力、農業用機械、重機による作業が必要

取組概要

対象面積: 1.13ha(田)(再生作業事業費 102千円／10a)

実施期間: 平成21年7月25日～平成21年8月5日

取組のきっかけ: 耕作放棄水田を再生利用して活用して転作作物である大豆の作付増を図っている農事組合法人から新たな耕作放棄水田の再生利用について地域協議会に相談があり、本対策を紹介した。

調整経緯: 地域協議会が農事組合法人と地権者の意向をまとめ調整を行った。

取組主体: 農事組合法人

作業内容: 刈払、抜根、整地等

今後の予定

再生作業は8月に終了し、大豆(水田等有効活用促進交付金を活用)を作付け済み。



再生作業前



再生作業実施中



再生作業後

問い合わせ先: 山形県耕作放棄地対策協議会 023-630-2383(直通)(山形県経営安定対策課)



今回の紹介地区 No.011 山形県 尾花沢市 荻袋・牛房野地区

耕作放棄地再生利用緊急対策交付金を活用した事例

状況

地区概要: 農地面積 567.6ha、うち耕作放棄地 13.6ha

放棄の理由: 養蚕業の急激な衰退、過疎化・少子高齢化、鳥獣被害等

荒廃の程度: 雑草の繁茂に加え雑木の侵入も認められ、人力、農業用機械、重機による作業が必要

取組概要

対象面積: 3.07ha(畠) (再生作業事業費68千円／10a)

実施期間: 平成21年7月25日～平成21年8月10日

取組のきっかけ: 本地域では養蚕が衰退し猿の被害も頻繁で荒廃が進んでいたが、そばは猿の被害を受けないため、そば栽培で耕作放棄地の解消を実施している。そのような中、農家から耕作放棄地を再生利用したいと地域協議会に相談があり、本対策を紹介した。

調整経緯: 地域協議会が農家と地権者の意向をまとめ、調整を行った。

取組主体: 農家

作業内容: 刈払、抜根、整地等

今後の予定

再生作業は8月に終了し、そばを作付済み。おくのほそ道尾花沢そば街道加盟13店舗をはじめ、地元のそば愛好家へそば粉の供給を進め、地産地消を拡大していく。



再生作業前



今回の紹介地区 No.012 愛媛県 上島町 佐島地区

耕作放棄地再生利用緊急対策を活用した事例

状況

地区概要: 農地面積114ha、うち耕作放棄地7.3ha

放棄の理由: 農産物価格の低迷と農業者の高齢化に伴う労働力不足

荒廃の程度: 雑草の繁茂に加え、雑木の侵入もあり、重機による作業が必要

取組概要

対象面積: 13a(畳) (再生作業単価 28万円/10a)

実施期間: 平成21年7月14日～7月15日

取組のきっかけ: 町おこし活動を行うため平成20年10月に地域住民が株式会社を設立。当法人から耕作放棄地を都市住民の農業体験や交流の場として活用したいと地域協議会に相談があり、本対策を活用し市民農園として整備することになった。

調整経緯: 法人が地主と交渉し、特定農地貸付法の手続きを経て町と協定を交わして実施に至る。

取組主体: 法人(市民農園の開設主体)

作業内容: 雜木草の刈払・処分、整地、進入路整備等

今後の予定

平成21年7月に再生作業、土壤改良(肥料投入)を実施し、市民農園として50区画を造成。現在、区画のほとんどを貸し出し中、大豆及びサツマイモを作付。



再生作業前(6月)



再生作業実施中(7月)



再生作業後(9月)

問い合わせ先: 上島町地域担い手育成総合支援協議会 ☎0897-75-2500 (上島町産業振興課)



今回の紹介地区 No.013 沖縄県 大宜味村 大工又地区

耕作放棄地再生利用緊急対策を活用した事例

状況

地区概要: 農地面積 12.2ha、うち耕作放棄地 5.9ha

放棄の理由: 高齢化による労働力不足等

荒廃の程度: 雑草の繁茂に加え雑木の侵入もあり、人力、農業用機械、重機による作業が必要

取組概要

対象面積: 1.9ha(畠) (再生作業単価 20万円/10a)

実施期間: 平成21年6月~

取組のきっかけ: 耕作放棄地の解消と新たな収入源の確保及び赤土流出防止を目的とした取り組みを行うため、地域協議会が、農業者(借り手)に本対策の事業内容を紹介し、取組みが具体化することになった。なお、再生作業はH20補正「耕作放棄地再生利用推進事業」で実施済み。

調整経緯: 地域協議会が地権者と調整を行い本対策の実施に至る。

取組主体: 農家(作物: サトウキビ、蕎麦)

作業内容: 土壤改良、営農定着、蕎麦の加工品試作、農業用機械(トラクター、乾燥機、製粉機)購入(地域協議会)

今後の予定

今後、沖縄県の「さとうきび増産プロジェクト」と連携しながら、更に耕作放棄地を再生し、さとうきびの作付け面積拡大を予定しており、今回購入した農業用機械の活用を図るとともに、蕎麦粉を原料とした新たな商品開発を目指している。



再生作業前

